5　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　すべての受験者が提出する書類等
㋐　受験願書　規則様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、在留カード）に記載されている文字を使用すること。
㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人医療研修推進財団において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。
なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは言語聴覚士養成所の長又は公益財団法人医療研修推進財団の理事長に、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
イ　４の受験資格の⑴から⑶まで及び⑸に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書
ウ　４の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類
㋐　卒業証明書又は卒業見込証明書
㋑　４の⑷の厚生労働大臣の指定する科目を修めた旨を証する書類又は修める見込みであることを証する書類
エ　４の受験資格の⑹に該当する者が提出する書類　厚生労働大臣の言語聴覚士国家試験受験資格認定書の写し
ただし、公益財団法人医療研修推進財団に認定書の原本を提示し、原本照合を受けなければならない。
オ　４の受験資格の⑺に該当する者のうち法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能の修得を終えているものが提出する書類　修業証明書又は卒業証明書
カ　４の受験資格の⑺に該当する者のうち法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を法施行後に終えたものが提出する書類
㋐　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書
㋑　平成10年９月１日現在の在学証明書
なお、４の受験資格の⑴から⑶まで、⑸及び⑺に該当する者で、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を平成25年３月15日（金曜日）午後５時までに提出すること。
４の受験資格の⑷に該当する者で卒業見込証明書又は当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出した者にあっては、卒業証明書又は当該科目を修めたことを証する書類を平成25年３月15日（金曜日）午後５時までに提出すること。当該期日までに上記の書類が提出されないときは、当該受験は無効とする。
⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、平成24年11月19日（月曜日）から同年12月７日（金曜日）までの間に公益財団法人医療研修推進財団へ提出すること。
イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後12時、午後１時から午後５時までとする。
ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便によるものとし、平成24年12月７日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、34,000円とし、受験手数料の額を公益財団法人医療研修推進財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の交付　受験票は、平成25年１月30日（水曜日）に投函し郵送により交付する。
6　合格者の発表　試験の合格者は、平成25年３月27日（水曜日）午後２時に、厚生労働省にその受験地、受験番号を掲示し、公益財団法人医療研修推進財団のホームページにおいてもその受験地、受験番号を掲示して発表する。
7　その他　身体、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成24年10月31日（水曜日）までに公益財団法人医療研修推進財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
8　試験に関する照会先　公益財団法人医療研修推進財団　東京都港区虎ノ門１丁目22番14号　ミツヤ虎ノ門ビル４階　郵便番号105―0001　電話番号03（3501）6515

言語聴覚士試験委員の公告

第15回言語聴覚士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。
平成24年９月３日
厚生労働大臣　小宮山洋子

試験委員長	森　浩一		
副委員長	深浦　順一		
委員			
	東江　浩美	石毛美代子	石津希代子
	市村　恵一	今井　智子	内田　信也
	内山千鶴子	大伴　潔	大森　孝一
	岡部　卓	粕谷　英樹	亀谷　秀樹
	亀山洋一郎	川上　重彦	鎌原　雅彦
	北　義子	北川　泰久	榊原　洋一
	佐々木　淳	佐竹　恒夫	白勢　彩子
	菅原　利夫	杉内　智子	鈴木　匡子
	瀬戸　淳子	副島　昭夫	泰地　秀信
	高橋　伸佳	田山　二朗	津崎　実
	中川　尚志	西川　隆	長谷川賢一
	原　由紀	兵頭　政光	平澤　恭子
	廣田　栄子	藤崎　春代	藤谷　順子
	藤原加奈江	藤原　俊之	堀口　利之
	森　悦朗	森田　悦史	吉内　一浩
	吉畑　博代		

第36回救急救命士国家試験の施行

救急救命士法（平成３年法律第36号。以下「法」という。）第31条の規定により第36回救急救命士国家試験を次のとおり施行する。
なお、試験の実施に関する事務は、法第37条第１項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人日本救急医療財団が行う。
平成24年９月３日
厚生労働大臣　小宮山洋子

1　試験期日　平成25年３月17日（日曜日）
2　試験地　北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県
3　試験科目
⑴　基礎医学（社会保障・社会福祉、患者搬送を含む。）
⑵　臨床救急医学総論
⑶　臨床救急医学各論㈠（臓器器官別臨床医学をいう。）
⑷　臨床救急医学各論㈡（病態別臨床医学をいう。）
⑸　臨床救急医学各論㈢（特殊病態別臨床医学をいう。）
4　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（この規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、２年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成25年３月31日（日曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）
⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は救急救命士法施行規則（平成３年厚生省令第44号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、１年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成25年３月31日（日曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）
なお、厚生労働大臣の指定する科目は、公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、薬理学、病理学、生化学、微生物学、看護学概論、内科学、外科学、小児科学、産婦人科学、整形外科学、脳外科学、精神医学及び放射線医学のうち13科目である。